

千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例

平成十七年十月二十五日

条例第六十九号

改正 平成二十一年 七月一七日条例第四二号 平成二十五年一月二六日条例第六四号

平成三〇年一月二八日条例第六一号

千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 県は、高齢者の介護に関する知識及び技術の普及を図り、介護予防に資する運動のための施設を提供するとともに、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供することにより、県民の福祉の向上を図るため、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という。）を我孫子市本町三丁目四百二十一番四号に設置する。

（施設の種類）

第三条 福祉ふれあいプラザは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- 一 介護実習センター
- 二 介護予防トレーニングセンター
- 三 ふれあいホール

（業務）

第四条 福祉ふれあいプラザの業務は、次の表に掲げるとおりとする。

施設	業務
介護実習センター	一 高齢者の介護に関する実習会、講座、研修会等の開催 二 高齢者の介護に関する相談 三 高齢者の介護に関する情報の提供 四 高齢者の福祉の向上に関する研修会、会議、集会等のための施設の提供
介護予防トレーニングセンター	一 介護予防に資する運動のための施設の提供 二 介護予防に関する情報の収集及び提供 三 介護予防についての研修会等の開催
ふれあいホール	一 高齢者をはじめとする県民に対するスポーツ及び文化活動のための施設の提供 二 高齢者をはじめとする県民に対する集会、展示会等のための施設の提供

2 前項に定めるもののほか、知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を達成するため必要と認める業務を行うものとする。

（指定管理者による管理）

第五条 知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を効果的に達成するため、福祉ふれあいプラザの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（業務の範囲）

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条に規定する業務とする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「必要と認める」とあるのは「知事が必要と認める」とする。

（利用者の資格）

第七条 介護予防トレーニングセンターの施設のうち規則で定める施設を利用することができる者

は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 四十歳以上の者
- 二 介護を必要とする者を現に介護する者
- 三 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者

(利用の承認)

第八条 福祉ふれあいプラザの施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、福祉ふれあいプラザの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する施設の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、福祉ふれあいプラザの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第十条 指定管理者は、第八条第一項の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用の承認を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第八条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十一条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(使用料)

第十二条 福祉ふれあいプラザの駐車場を利用する者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(利用料金)

第十三条 利用の承認を受けた者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

- 一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲
- 二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲
- 三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第十四条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第十五条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第十六条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(知事による管理)

第十七条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかか

- ならず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に福祉ふれあいプラザの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。
- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条から第十条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
 - 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、利用の承認を受けた者は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
 - 一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲
 - 二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲
 - 三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲
 - 4 前項本文の場合における第十四条から前条まで及び別表第一から別表第三までの規定の適用については、第十四条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例第五条第三項の規定の例」と、別表第一中「第十三条第三項第一号」とあるのは「第十七条第三項第一号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第二中「第十三条第三項第二号」とあるのは「第十七条第三項第二号」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、別表第三中「第十三条第三項第三号」とあるのは「第十七条第三項第三号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
 - 5 知事は、特に必要があると認めるときは、第三項本文の規定による使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
 - 6 第三項本文の規定による使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
 - 7 偽りその他不正の行為により第三項本文の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
 - 8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十七条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二十一年条例四二号〕

（委任）

- 第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成二十一年条例四二号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成十八年三月規則第四十号で、同十八年八月一日から施行）

（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県かずさアカデミアホール設置管理条例（平成八年千葉県条例第二十四号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例（平成十七年千葉県条例第六十九号）に基づくもの	駐車場使用料	一台三十分を超え三十分を増すごとに	百円
---	--------	-------------------	----

附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）
別表第一（第十三条第三項第一号）

利用料金の名称	区分	単位	単 位	額の範囲
介護実習室利用料	参加費を徴収しない場合又は三千円未満の参加費を徴収する場合（専用使用の場合に限る。）	一回につき	午前九時から	三千百円以内
			午前十二時まで	
			午後一時から	四千二百円以内
			午後五時まで	
	三千円以上の参加費を徴収する場合（専用使用の場合に限る。）	一回につき	午後六時から	三千百円以内
			午後九時まで	
			午前九時から	一万四百円以内
			午後九時まで	
研修室利用料	参加費を徴収しない場合又は三千円未満の参加費を徴収する場合	一回につき	午前九時から	三千百円以内
			午前十二時まで	
			午後一時から	四千二百円以内
			午後五時まで	
	三千円以上の参加費を徴収する場合	一回につき	午後六時から	三千百円以内
			午後九時まで	
			午前九時から	一万四百円以内
			午後九時まで	
			午前九時から	九千六百円以内
			午前十二時まで	

			午後一時から	一万二千八百円以内
			午後五時まで	
			午後六時から 午後九時まで	九千六百円以内
			午前九時から 午後九時まで	三万二千円以内
工作室利用料		一回につき	午前九時から	千円以内
			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	千三百円以内
			午後六時から 午後九時まで	千円以内
控室利用料		一回につき	午前九時から	七百五十円以内
			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	千円以内
			午後六時から 午後九時まで	七百五十円以内
			午前九時から 午後九時まで	二千五百円以内

一部改正〔平成二五年条例六四号・三〇年六一号〕

別表第二（第十三条第三項第二号）

利用料金の名称	区分		単位	額の範囲	
トレーニングルーム利用料	専用 使用	参加費を徴収しない場合 又は三千円未満の参加費を徴収する場合	一回につき	午前九時から	四千九百円以内
				午前十二時まで	
				午後一時から 午後五時まで	六千六百円以内
				午後六時から 午後九時まで	四千九百円以内
				午前九時から 午後九時まで	一万六千四百円以内
		三千円以上の参加費を 徴収する場合	一回につき	午前九時から	一万五千円以内
				午前十二時まで	
				午後一時から 午後五時まで	二万円以内
			午後六時から 午後九時まで	一万五千円以内	
			午前九時から 午後九時まで	五万円以内	

共同 使用	普通利用料金	一人二時間以内	三百円以内
		超過時間一時間までごと に	百五十円以内
	回数利用料金	一人二時間以内の利用十 一回分につき	三千円以内
	年間利用料金	一人一日二時間以内の利 用一年間につき	三万三千三百円以 内

一部改正〔平成二五年条例六四号・三〇年六一号〕

別表第三（第十三条第三項第三号）

利用料金の 名称	区分			単位	額の範囲	
ホール利用 料	スポーツに 利用する場 合	専用使 用	全面使 用	入場料を徴収し ないとき。	午前九時から 午前十一時まで	千九百円以内
					午前十一時から 午後一時まで	千九百円以内
					午後一時から 午後三時まで	千九百円以内
					午後三時から 午後五時まで	千九百円以内
					午後五時から 午後七時まで	千九百円以内
					午後七時から 午後九時三十分 まで	二千四百円以内
					午前九時から 午後九時三十分 まで	一万九百円以 内
			全面使 用	入場料を徴収す るとき。	午前九時から 午前十一時まで	五千九百円以内
					午前十一時から 午後一時まで	五千九百円以内
					午後一時から 午後三時まで	五千九百円以内
					午後三時から 午後五時まで	五千九百円以内
					午後五時から 午後七時まで	五千九百円以内
					午後七時から 午後九時三十分 まで	七千四百円以内
					午前九時から 午後九時三十分 まで	三万六千九百円 以内
		半面使用	午前九時から	九百五十円以内		

			午前十一時まで		
			午前十一時から 午後一時まで	九百五十円以内	
			午後一時から 午後三時まで	九百五十円以内	
			午後三時から 午後五時まで	九百五十円以内	
			午後五時から 午後七時まで	九百五十円以内	
			午後七時から 午後九時三十分 まで	千二百円以内	
			午前九時から 午後九時三十分 まで	五千九百五十円 以内	
	共同使用		一人二時間以内	二百円以内	
			超過時間一時間 までごとに	百円以内	
スポーツ以 外の催物に 利用する場 合	入場料 を徴収 しない とき。	土曜日、日曜日及び国民 の祝日に関する法律（昭 和二十三年法律第七十八 号）に規定する休日 （以下「休日等」とい う。）以外の日一回につ き	午前九時から 午前十二時まで	九千六百円以内	
			午後一時から 午後五時まで	一万五千二百円 以内	
			午後六時から 午後九時三十分 まで	一万六千百円以 内	
			午前九時から 午後九時三十分 まで	三万七千百円以 内	
			休日等一回につき	午前九時から 午前十二時まで	一万千五百円以 内
			午後一時から 午後五時まで	一万八千百円以 内	
		午後六時から 午後九時三十分 まで	一万九千七百元 以内		
		午前九時から 午後九時三十分 まで	四万四千七百元 以内		
		三千円 未満の	休日等以外の日一日につ き	午前九時から	一万三千二百円 以内

入場料を徴収するとき。		午前十二時まで	
		午後一時から 午後五時まで	二万九百円以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	二万四千元以内
		午前九時から 午後九時三十分まで	五万二千五百円 以内
	休日等一回につき	午前九時から 午前十二時まで	一万六千三百円 以内
		午後一時から 午後五時まで	二万五千七百円 以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	二万九千五百円 以内
		午前九時から 午後九時三十分まで	六万三千八百円 以内
		午後九時から 午後九時三十分まで	
	三千円以上の入場料を徴収するとき。	休日等以外の日一回につき	午前九時から 午前十二時まで
午後一時から 午後五時まで			二万七千六百元 以内
午後六時から 午後九時三十分まで			三万千円以内
午前九時から 午後九時三十分まで			六万八千三百円 以内
午後九時から 午後九時三十分まで			
休日等一回につき		午前九時から 午前十二時まで	二万四千四百円 以内
		午後一時から 午後五時まで	三万三千七百元 以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	三万八千円以内
		午前九時から 午後九時三十分まで	八万二千九百元 以内
		午後九時から 午後九時三十分まで	

			午後九時三十分まで	
控室一 控室二			午前九時から 午前十二時まで	九百円以内
			午後一時から 午後五時まで	千二百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九百円以内
			午前九時から 午後九時三十分まで	三千円以内
控室三			午前九時から 午前十二時まで	七百五十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	七百五十円以内
			午前九時から 午後九時三十分まで	二千五百円以内
第一ギャラリー利用料			一日につき	六百円以内
第二ギャラリー利用料			一日につき	千八百円以内
附帯設備利用料	舞台設備		一回につき	一万千五百円以内の範囲において規則で定める額以内
	照明器具		一回につき	五千百円以内の範囲において規則で定める額以内
	音響装置		一回につき	六千二百円以内の範囲において規則で定める額以内
	映写設備		一回につき	一万千五百円以内の範囲において規則で定める額以内

一部改正〔平成二五年条例六四号・三〇年六一号〕